

平成 30 年 6 月 12 日

関係各位様

株式会社インターテック  
代表取締役社長 佐藤和樹  
問合せ先 管理部 勝又俊永  
TEL. 03 - 6400 - 3505

### 民事再生手続開始決定のお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 12 日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。今後につきましては、東京地方裁判所及び監督委員の監督のもと、役職員一同、再生に向けて全力を尽くしてまいりますので、当社の再建に格別のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 経緯

当社の中国子会社である応太電子科技有限公司は 2008 年に浙江省及び江蘇省に集中する半導体工場への製造設備保全を事業戦略の柱として、上海浦東地区に中国人技術者の養成と装置デモや改造を行う工場を建築しました。

その後も順調に業績を伸ばしておりましたが、2011 年以降は競合他社の追従や各装置メーカーの独自進出及び現地技術者の人件費高騰などの影響から業績が悪化し、2014 年に工場を閉鎖するに至りました。

その後も赤字経営が続き再建の見込みが立たないことから、当社としましては第 25 期（2018 年 3 月期）の決算において、当該子会社株式の減損処理を行いました。

そのため、当社は決算書上で債務超過となり、お客様との取引に影響が出ると考え今回の民事再生申立に至ったものであります。

##### 2. 民事再生法による今後の予定

- |                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| ① 再生債権の届け出期限    | 平成 30 年 7 月 10 日                     |
| ② 財産評定書・報告書提出期限 | 平成 30 年 8 月 7 日                      |
| ③ 再生債権の一般調査期間   | 平成 30 年 8 月 21 日から平成 30 年 8 月 28 日まで |
| ④ 再生計画案の提出期限    | 平成 30 年 9 月 10 日                     |

以上